

(図表12)リスク管理の状況(13年3月末現在)

| | 現在の管理体制 | 当期における改善等の状況 |
|-------|---|---|
| 信用リスク | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別与信からポートフォリオ迄のリスク管理の基本方針を「クレジットポリシー」として制定 ・リスクの管理方針を毎期、取締役会にて決定し、これに基づき管理を実施 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理部署としてリスク統括部、融資企画部を明定し、その監査部署として資産監査部を明定 ・与信ポートフォリオ・モニタリングの結果報告等を基にDC横断的に協議する場して、頭取を委員長とした「信用リスク委員会」を設置 ・個別与信審査については、マーケット別を基本とした審査部体制として管理 <p>[管理手法(全体)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理手法としては、統合リスク管理の一環として信用リスク計量化自行モデルに基づく与信ポートフォリオ管理を推進中 ・経営計画策定時に全行信用リスク量や資本との関係、及びリスクに対する収益の目標(統合ROE)を決定し、業務連絡会で月次進捗管理を実施 ・支店別与信ポートフォリオの状況についてもパソコンネットワークを活用し審査部で定期的にフォロー、信用リスクの適切なコントロール、リスクに対する収益極大化を指導中 ・クレジットポリシーの与信ポート管理の考え方を具現化した「与信ポートフォリオ・モニタリング制度」に基づきリスク分散等による各種リスク管理を実施 <p>[リスク管理手法(個別)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別与信先については、信用リスクに応じた与信審査権限体系を導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・12年下期の「信用リスク管理の基本方針」を12年9月に取締役会にて制定 ・新銀行の「信用リスク管理の基本方針」を13年3月の取締役会にて制定 <p>新銀行の与信業務管理態勢として以下を決定</p> <p>債務者格付を基準とした与信権限体系の構築</p> <p>ローンレビュー制度の導入(特定大口先等に対する与信集中リスク回避の観点から、与信方針・限度枠等を定期的に経営会議に付議・報告)</p> <p>債務者格付を導入の上、「格付アウトLOOK制度(格付履歴や経営面・営業面の評価を実施し、債務者格付の見通しを策定する制度)」、「債務者モニタリング制度(一定のトリガーに基づいて取引先の経営実態や財務状況等を経常的に把握し、債務者格付を適時適切に見直しする制</p> |

| | 現在の管理体制 | 当期における改善等の状況 |
|----------------------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・信用格付、自己査定 of 定期的な見直しを軸とし予防管理を行い、資産劣化懸念に対し機動的に対応中(信用格付精緻化の一環として、定性要因の評価を標準化した実資力格付を導入。内外格付体系統一済) ・個別与信先 of 中間管理強化・ポートフォリオ of リスク状況 of 日常的把握と即時対処を目的として、信用格付・自己査定・与信方針策定を経常的に行う「与信モニタリングシステム」を開発 11 年下期より導入 ・個別与信判断 of 高度化・標準化、効率化を目的とした「電子稟議システム」を全店導入 ・不良債権発生極小化のため、特に問題与信先については個別アクションプランを策定し与信圧縮、保全強化等重点的な管理を実施 ・不良債権については回収専門組織を中心とした実回収に加え、流動化、CCPC活用等による圧縮に注力中(11年6月サービサー子会社営業免許取得、11年7月営業開始) ・資産監査部が、自己査定・フィールドレビューを通じ与信運営体制を監査 | <p>度)を導入</p> <p>債務者格付に加え、与信毎に保証条件等の要因を勘案した「案件格付」によって管理</p> |
| <p>マーケット リスク</p> | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク of 管理方針を毎期、取締役会にて決定し、これに基づき管理を実施 ・市場取引関連リスクに対しては「市場リスク管理規程」を制定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益部門から独立し経営に直結した全行的リスク管理専門部署である「リスク統括部」を設置 ・さらに、取引担当部署(フロント)、事務処理部署(バック)、リスク管理部署(ミドル) of 厳格な分離と相互牽制体制を確立 ・ALM委員会において、国内政策投資株式 of 運営方針、円・外貨バンキング of ポジション運営方針等について諮問報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・12年下期 of 「市場・流動性リスク管理 of 基本方針」を12年9月に取締役会にて制定 ・新銀行 of 「市場リスク管理・流動性リスク管理 of 基本方針」を13年3月の取締役会にて制定 |

| | 現 在 の 管 理 体 制 | 当期における改善等の状況 |
|--------|---|--|
| | <p>[管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場リスクについては、リスク統括部がミドル経由（投資銀行DC拠点はリスク管理室にて取り纏め）で、全行ベースの市場リスク（VaR）を日次で把握し、月次のALM委員会において、リスク量ならびにリスクに対する収益状況を、ROEマネジメントの枠組みの中で経営宛に報告 円貨バンキングについては、財務部が、金利見通しを踏まえた基本運営方針を責任役員の承認を得た上で、ALM委員会に諮問・報告（決定は責任役員権限）。財務部は、同方針に基づく日常運営（金利予測、リスク把握、ポジション運営）を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 12年下期については、住友銀行との統合協議を踏まえ、新銀行体制への移行を円滑に行うため、双子運営を基本として運営 上記に則した各種限度額・ガイドラインを含めた市場リスク管理規程等を経営会議にて改定の上、管理を実施 <p>(改善のポイント)</p> <p>バンキング・トレーディング 各々の業務特性に応じ、VaR(1日、99%)に対するリスク資本換算係数を設定</p> <p>政策投資株式 時価会計対応として VaR の定義を評価損失の最大値から時価損失の最大値に変更</p> |
| 流動性リスク | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの管理方針を毎期、取締役会にて決定し、これに基づき管理を実施 円貨流動性リスクに対しては「円貨流動性管理規程」等を、外貨流動性リスクに対しては「外貨流動性リスク管理規程」等を制定 経営計画の一環として「円・外貨バランスシートマネジメント」を計数計画として策定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク統括部を統括的なリスク管理部署として明定。資金繰り管理部署として財務部、市場運用部を明定 「円・外貨バランスシートマネジメント」の計画の進捗につき、月次の業務連絡会・経営会議にて管理・報告 さらに、ALM委員会において、円・外貨流動性リスクの状況につき、管理・報告する体制 | <ul style="list-style-type: none"> 12年下期の「市場・流動性リスク管理の基本方針」を12年9月に取締役会にて制定 新銀行の「市場リスク管理・流動性リスク管理の基本方針」を13年3月の取締役会にて制定 |

| | 現 在 の 管 理 体 制 | 当期における改善等の状況 |
|----------------------|---|---|
| | <p>[管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨については「外貨流動性リスク管理規程」に基づき市場運用部と連結ベースの現法を含む海外拠点で運営 ・手許流動性管理(O / N不足枠・2週間不足枠設定) 予防的管理 (期間帯毎の資金ギャップガイドライン設定) 等により管理し、緊急時に備えた調達手段 (米国債) の確保により補完 ・円貨については、「円貨流動性管理規程」に基づき、国内の証券・信託子会社等連結子会社向け放出枠も勘案した上で、財務部が運営 ・平常時は原則外部格付に応じた資金ギャップ管理を実施。但し投資不適格一步手前の段階からは手許即資金化可能資産範囲内に1週間ギャップを圧縮運営 ・緊急時は緊急時宣言をなし、ALM委員会を招集し、対策協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・12年下期については、住友銀行との統合協議を踏まえ、新銀行体制への移行を円滑に行うため、双子運営を基本として運営 ・手許資金繰り不足枠を含めた円・外貨別の流動性リスク管理規程等を経営会議にて改定 |
| <p>カントリー リスク</p> | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク管理の基本方針の一環として、定期的に取り締役会にて管理方針を決定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク委員会に、融資企画部より国別与信枠等を月次で報告 <p>[管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与信ポートフォリオモニタリングの一環として、国別評価ランク別、地域別、国別に基準額を設け、その範囲内で国別与信枠を策定し、カントリーエクスポージャーの管理を実施 ・融資企画部が、原則年1回見直しの国別評価に基づき国別与信限度枠を設定し、カントリーリスクの総 | <ul style="list-style-type: none"> ・12年下期の「信用リスク管理の基本方針」の中でカントリーリスク管理について明記し、12年9月に取締役会にて制定 ・新銀行については、上記と同様の位置付けで「信用リスク管理の基本方針」の中で明記し、13年3月の取締役会にて制定 ・住友銀行との統合協議を踏まえ、国別評価手法(スコアリング)の整備ならびに国別ランクの細分化を実施 |

| | 現 在 の 管 理 体 制 | 当期における改善等の状況 |
|------------------------------|--|--|
| | <p>量を管理。与信また必要に応じ国評価、与信限度額の見直しを実施（全行横断的な管理体制強化については、引き続き検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カントリーリスク重点管理国17カ国を選定し、国情急変に対し拠点・本部が一体となり迅速かつシステムティックな対応を行なう仕組みを導入（カントリーリスク予防管理システム）。国情悪化に対しては国別評価の格下げと与信枠の削減、さらにエクスポージャーの圧縮を行なう ・融資企画部にカントリーウォッチャーを設置し、情報収集・分析を実施 | |
| <p>オペレーショナルリスク（含むEDPリスク）</p> | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの管理方針を毎期、取締役会にて決定し、これに基づき管理を実施 ・事務処理に所在するリスクの適切な管理及び事務水準の向上を図る目的で「事務基本規程」を制定 ・システムリスクを適切にコントロールする為の体制と管理プロセスを定めた「システムリスク管理ガイドライン」を策定 ・情報資産の適切な取扱いを行うための基本方針として、セキュリティポリシーを含む情報セキュリティ規程を制定（下位規程としてのスタンダード・運用手順書を制定） <p>[体制・リスク管理部署]</p> <p>事務リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務統括部に事務リスク・オペレーショナルリスク管理強化の為に、事務統括部にリスク管理グループを設置 <p>システムリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム部が保有するシステムのEDPトラブル発生防止のため、システム部内に専任の品質管理セクションとしてシステム推進グループを設置 ・システム部以外の部署が所有するシステムリスクに | <ul style="list-style-type: none"> ・12年下期の「事務リスク管理の基本方針」「システムリスク管理の基本方針」を12年9月に取締役会にて制定 ・新銀行の「事務リスク・システムリスク・決済リスク管理の基本方針」を13年3月に取締役会にて制定 |

| | 現 在 の 管 理 体 制 | 当期における改善等の状況 |
|--|--|--|
| | <p>については、システム部がリスク管理部署として各部に対して管理方法等を指示する体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ規程の適切な運用・行内定着化を図る為に、戦略部門責任役員が統括責任者となり、情報企画部が所管部として各部店に対して指示・指導を実施する体制を整備 <p>[管理手法]</p> <p>事務リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務リスク計量化の基本的枠組を構築し、計量化範囲の拡大と共に精緻化・高度化を実施中 ・事務水準向上、不正事故発生防止を目的とし、検査部による内外営業店に対する臨店検査年1回体制を継続するとともに、法令遵守関連の点検項目を拡充 ・災害対策を中心とした緊急時対応マニュアル制定（毎年1月17日をリスク管理強化の日とし、コンティンジェンシープランの継続的見直しを実施） ・事務統括部が取り纏め部となって決済リスクを管理する体制を構築 <p>システムリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムリスク計量化の基本的枠組構築。国内営業店業務のリスク量を試算し、高度化・精緻化に注力 ・「システム別リスク管理」を実施。(システム毎に顧客・業務への影響度合いなどから“重要度”を判定。更に各部が実施している“安全対策実施状況”を把握し、リスク度合いを判定・管理) ・システム開発時のトラブル等のシステム部内のリスクについては、システム部内のシステム推進グループが、検査体制を強化、開発途中の工程監査、リリース前の検証会議・確認会議等を実施（検査部によるシステムの企画開発段階の監査も実施） | <ul style="list-style-type: none"> ・事務リスクについては当行全体をほぼカバーする計量化が完了 ・12年下期については、計量化結果を基に、銀行全体でのリスク量に対する資本賦課を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実損データに基づく統計的分析により、システムリスクの計量化を実施 ・12年下期については、計量化結果を基に、銀行全体でのリスク量に対する資本賦課を実施 ・「システム別リスク管理」として国内外のシステムについて評価を実施。システム別の「重要度」の洗い出しを完了 ・外部監査法人によるシステムリスク監査を実施 ・外部コンサルタントによるアタックテストを実施（インターネット接続等に際して |

| | 現在の管理体制 | 当期における改善等の状況 |
|-------|---|--|
| | | のシステム不正侵入に対するシステムの強靱性の検証) |
| 法務リスク | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なコンプライアンスを実現するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定 具体的なコンプライアンス推進計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎期策定 <p>[体制・リスク管理部署]</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社コンプライアンス部門責任役員を委員長とする倫理委員会が、倫理を含めた広義のコンプライアンスを所管し、当行のコンプライアンス諸施策の企画・立案・推進を統括 法務部が、法令を遵守する狭義のコンプライアンスに関する諸施策を一元的に管理 各部店にはコンプライアンスオフィサー、コンプライアンス担当者を本部及び営業店に設置 ビジネス特許対応として法務部内に特許室を設置 <p>[管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営判断の適法性確保のため、経営会議・取締役会付議案件等を法務部が事前チェック 本部各部、営業店からの法律相談を法務部で受け付け迅速に回答 新種金融商品開発に際し、貸手責任・説明義務等に配慮した顧客の立場に立った法的チェック体制整備（投信窓販に際し、投資商品事業部と法務部が共管でコンプライアンス体制整備） トラブルの未然防止、迅速・適正な解決の為、各分 | <ul style="list-style-type: none"> 12年度「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況をフォローし見直し実施 12年度の「コンプライアンス・プログラム」の実行状況を踏まえ、新銀行の13年度「コンプライアンス・プログラム」を策定 金融商品販売法への対応として「勧誘方針」の策定と、勧誘・販売の基本ルールとして、行内規程の整備を実施 <ul style="list-style-type: none"> 法務部内特許室において、米国の金融関連特許の調査を行い、行内体制の整備を実施 <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス活動の活性化をサポートする為、コンプライアンス担当者・オフィサー打合せ、役職者向けの階層別研修会を継続的に開催し、コンプライアンス担当者による部店内勉強会義務付けを実施 コンプライアンス担当者・オフィサーに、12年上期に制定した「コンプライアンス担当者チェックリスト」による自主チェックを義務付け、その状況について検査部に |

| | 現 在 の 管 理 体 制 | 当期における改善等の状況 |
|-------------|--|--|
| | 野毎に高い能力と識見を持った顧問弁護士を確保、 緊密な連携体制を整備 | よる検査を実施 |
| レピュテーションリスク | <p>[規程・基本方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の経営全般に係わる情報を行内外に正しく伝達するための運営原則として「広報規程」を制定 ・ 緊急事態発生時の各店舗の対応といった具体的な管理・対応方法等を定めた「広報マニュアル」を規程 <p>[体制・リスク所管部・管理手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報体制整備の観点から対外広報窓口を広報部に一元化。各店舗においては部店長を広報責任者とし日常業務を通じた当行の姿の正しい理解を図る体制 ・ 緊急事態発生時には「緊急事態のチェックリスト」を用いて、広報部・総務部等の関連部に第一報を入れる体制を確立。本部では総務部を中心とした対策本部を設置し、情報の集中を図りながら適時・適切な対応・開示について協議・決定する体制 ・ 総合企画部内にIR室を設置し（IR担当役員も配置）、IR活動の企画・立案および推進を実施 ・ 適時開示情報については、関連各部に設置した適時開示情報責任者を通じて、総合企画部に一元集中管理する体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ IR活動推進のため、中間決算プレス発表時に、当行ホームページに、決算説明文・主要な質疑応答を掲載。また、幅広く公平な情報開示の見地から、アナリストミーティングのプレゼンテーション資料等をホームページに掲載 |